事 務 連 絡 令和6年3月22日

新 潟 県 富 山 県 水道行政担当部(局)長 殿 石 川 県

厚生労働省健康・生活衛生局水道課

水道施設の本復旧にあたっての耐震指針の適用について

令和6年能登半島地震では、管路の破損や浄水場における場内埋設配管等の破損が生じるなど、多くの被害を受けました。厚生労働省では、国土交通省と連携し、学識者等からなる「上下水道地震対策検討委員会」(委員長 滝沢智 東京大学教授)を設置し、水道施設の復旧のあり方などについて検討していただいているところです。今般、同委員会により別添のとおり「上下水道施設の本復旧にあたっての耐震指針の適用について」がとりまとめられました。今後の水道施設の本復旧にあたっては、本内容を参考に、適切に対応いただければと考えます。

なお、貴管下の水道事業者等に対しても周知していただきますようお願いします。

## 上下水道施設の本復旧にあたっての耐震指針の適用について

令和6年3月12日 上下水道地震対策検討委員会

上下水道施設については、未だ応急復旧中であり、被災状況の調査も途上の段階だが、上下水道の1日も早い本復旧も強く求められている。そのため、上下水道施設の本復旧にあたっては以下の通りとする。

## (1) 水道施設

- ・水道施設については甚大な被害が発生しているものの、現時点では耐震対策を実施している 施設においては概ね機能が確保されていた。
- ・したがって現行の耐震設計の考え方は有効であると考えられる。
- ・水道施設の本復旧にあたっては、「水道施設耐震工法指針・解説 2022 年版」((公社) 日本 水道協会) に準拠して設計・施工することが適当である。
- ※国の財政支援として、令和6年能登半島地震に係る水道施設等の災害復旧費補助金を活用 可能

## (2) 下水道施設

- ・下水道管路で多くの被災が確認されたものの、流下機能は概ね確保されていた。
- ・下水処理場やポンプ場についても致命的な損傷はなく、早期に機能確保することができた。
- ・したがって現行の耐震設計の考え方は有効であると考えられる。
- ・下水道施設の本復旧にあたっては、「下水道施設の耐震対策指針と解説 2014 年版」((公社) 日本下水道協会) に準拠して設計・施工することが適当である。
- ※国の財政支援として、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法に基づく災害復旧事業を活用可能

以上